

第3回 一関地区広域行政組合  
エネルギー回収型一般廃棄物処理施設  
整備候補地選定委員会

日時 平成30年12月17日（月）午後1時～午後3時

場所 いわて県民情報交流センターアイーナ会議室702

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

- (1) 第1次選定の結果について
- (2) 候補地の情報提供を求めることについて
- (3) 第2次選定の条件等について
- (4) その他

4 そ の 他

5 閉 会

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会委員名簿

No.	役職	シ 氏 メイ 名	備考	専門分野等
1	委員長	ナカザワ ヒロシ 中澤 廣	工学博士 (岩手大学名誉教授)	廃棄物処理工学
2	副委員長	チバ ケイコ 千葉 啓子	医学博士 (岩手県立大学盛岡短期大学部名誉教授)	環境影響評価
3	委員	アズマ アツキ 東 淳樹	農学博士 (岩手大学農学部)	動物生態学
4	委員	オオカワラ マサフミ 大河原 正文	工学博士 (岩手大学理工学部)	地盤工学
5	委員	タナカ カズユキ 田中 一幸	(一般財団法人日本環境衛生センター)	廃棄物処理
6	委員	ヒラツカ アキラ 平塚 明	理学博士 (岩手県立大学名誉教授)	植物生態学
7	委員	ヤマモト ヒロシ 山本 博	(元県南広域振興局副局長)	行政有識者

# エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定の手順と考え方

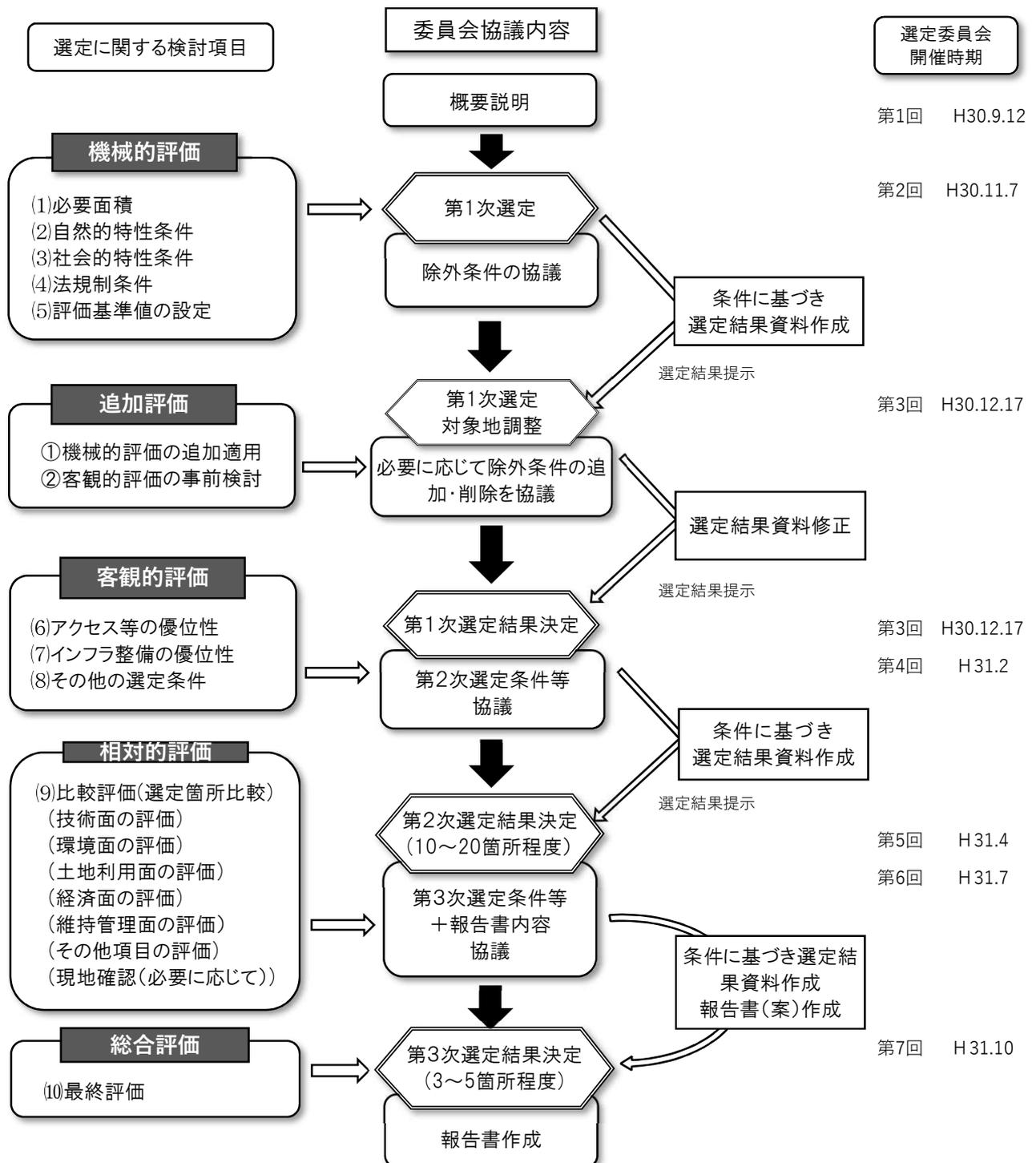
- 委員会による候補地選定の手順は下図による。
- 検討は、以下の考え方にに基づき、3段階で進める。

第1次選定：必要面積等から整備可能地域の条件を設定し、法的規制や災害の影響など、不適切と考えられる地域を除外し、残った範囲から条件に適合する地域を抽出する。

第2次選定：候補地を、アクセス性やインフラ整備の優位性、人口分布等の諸条件により、更に絞り込む。

第3次選定：技術、環境、経済面などを総合的に評価して、合理的な箇所を複数選定する。

## 候補地選定フロー



協議1

第1次選定の結果について

第1次選定では、自然的特性及び社会的特性により規制を受ける区域を回避することにより、選定対象地域の絞込みを行う。回避すべき区域は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」や他自治体における適地選定を参考に条件を検討する。

1. 自然的特性条件

自然公園、保安林、急傾斜地崩壊危険区域等の災害の影響を受ける区域等、自然的特性条件面での規制を受ける区域を極力回避していく。なお、活断層等の回避すべき自然的特性であっても、選定対象地内に存在しないものは本条件に含めない。

条 件	法 令 等	規制区域及び法的規制の内容	除外の方法(案)
1 自然公園地域	自然公園法第5条	優れた自然の風景地を保護すると共にその利用の推進を図ることを目的として国又は県が指定 一定行為については国又は県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
2 自然環境保全地域	自然環境保全法第17条、 第22条・県条例	自然環境の保全が特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を目的として国又は県が指定 (国が定める自然環境保全地域は管内に該当なし) 一定行為については国又は県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
3 環境緑地保全地域	岩手県自然環境保全条例	良好な環境を維持するために必要な区域で一定規模以上の面積のものうち、自然環境を保全するために必要なものとして県が指定 一定行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
4 鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条	鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、国又は県が指定 (国が定める鳥獣保護区特別保護地区は管内に該当なし) 一定行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外

条 件	法 令 等	規制区域及び法的規制の内容	除外の方法(案)
5 国有林	森林法第7条の2、第10条の2	林業の振興及び森林の有する諸機能の維持増進を図ることを目的に、国が保護管理している森林 1ha以上の開発行為は県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
6 保安林	森林法第25条	森林の保続培養と森林生産力の増進とを図るため、森林区域として国有林については国が指定 転用するには国又は県の指定解除が必要	条件が該当する全域を除外
7 河川区域	河川法第6条	河川、河岸、河川管理施設の敷地である土地の区域及びそれらと一体として管理を行う必要があるものと指定河川管理者が指定した区域 一定の行為については河川管理者の許可が必要	条件が該当する全域を除外
8 緑の回廊	—	希少な野生生物の生育・生息地等を保護・管理する保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、野生生物の移動経路を確保することを目的とし、国が指定	条件が該当する全域を除外
9 砂防指定地	砂防法第2条	砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止又は制限すべき土地として国が指定	条件が該当する全域を除外
10 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条、第7条	崩壊する恐れのある急傾斜地でその土地及び近くの土地の改変による危険を防止する必要がある区域で県が指定 一定行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
11 地すべり防止区域	地すべり等防止法第18条	地すべりの恐れのある極めて大きい地域及びそれに隣接する地域として国が指定 一定行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外

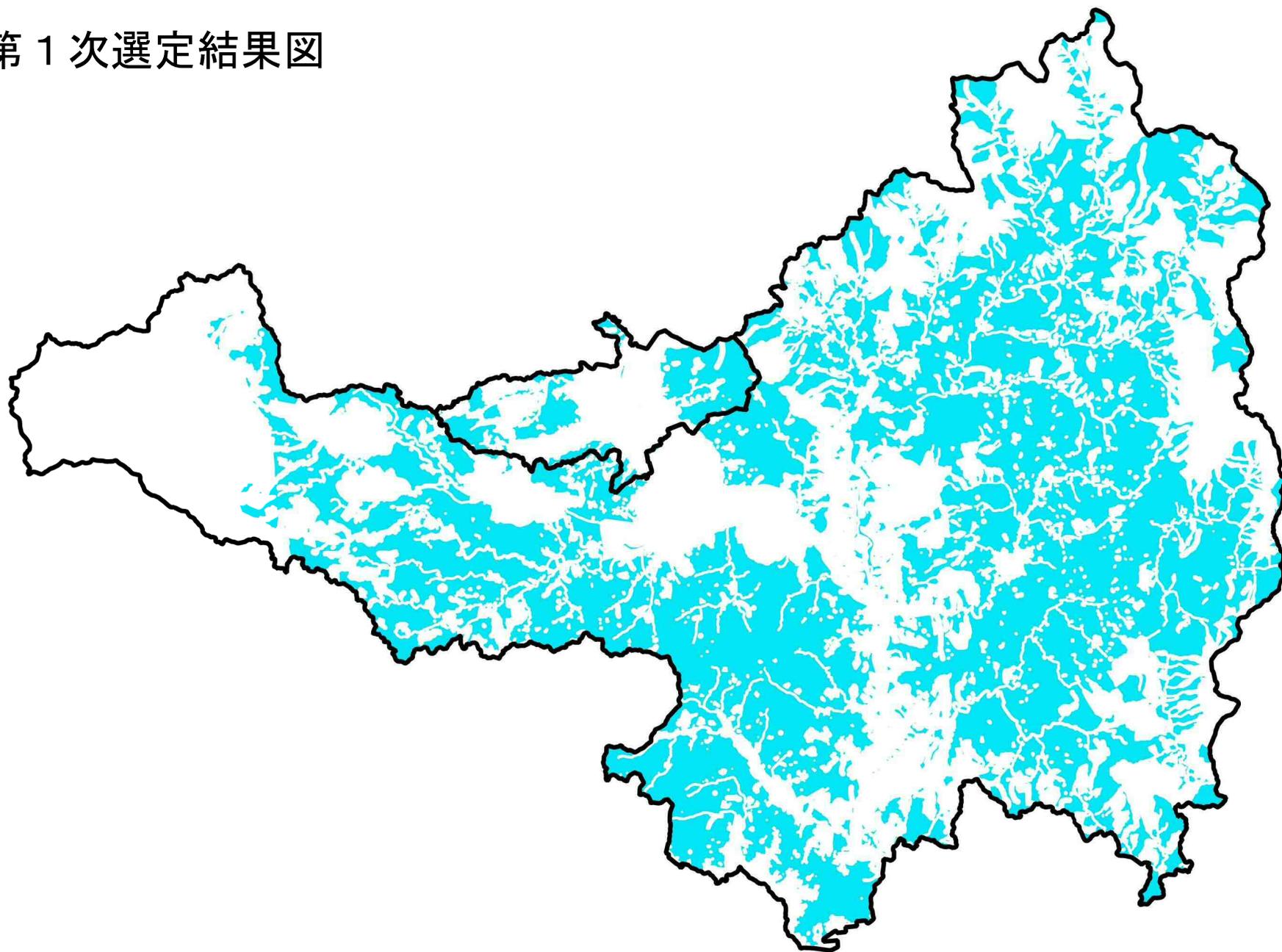
条 件	法 令 等	規制区域及び法的規制の内容	除外の方法(案)
12 地すべり危険地区	－(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	地形図や過去の災害履歴などから判断して地すべりが発生する可能性があり、人家、河川、鉄道、官公署に被害を生ずる恐れのある箇所が指定 一定行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
13 山腹崩壊危険地区	－(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	山地災害危険地区で山腹崩壊土砂が公共施設又は人家等に影響を及ぼす恐れのある箇所が指定 一定行為については県の許可が必要	影響範囲を 100mとして除外
14 なだれ危険地区	－(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	山腹に積もった雪が斜面を崩れ落ち、公共施設又は人家等に影響を及ぼす恐れのある箇所が指定 一定行為については県の許可が必要	影響範囲を 100mとして除外
15 崩壊土砂流出危険地区	－(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流となって流出し、公共施設又は人家等に影響を及ぼす恐れのある箇所が指定 一定行為については県の許可が必要	影響範囲を 100mとして除外
16 土石流危険溪流	－(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼす恐れのある溪流で県が指定 一定行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
17 地すべり地形分布図	－(国立研究開発法人防災科学研究所調査)	地滑り変動によって形成された地形的痕跡である「地すべり地形」についてその外形と基本構造(滑落崖・移動体)をマッピングしたもの	条件が該当する全域を除外
18 浸水想定区域	水防法第 14 条	指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定	条件が該当する全域を除外

## 2. 社会的特性条件

都市計画用途区域、文化財、景観地区等、社会的特性条件の規制を受ける区域を回避していく。

条 件	法 令 等	規制区域及び法的規制の内容	除外の方法(案)
19 都市計画区域	都市計画法第8条、第 29 条	用途地域の指定は、良好な市街地形成と住居・商業・工業などが適切に配置された合理的な土地利用を実現する為、それぞれの地域に応じ建築物の用途、容積率、高さ等に制限を加えるもの	工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く用途指定区域を除外
20 文化財等	文化財保護法第 27 条外	歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料 現状を変更または保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には文化庁長官の許可が必要	影響範囲を 100mとして除外
21 埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法第 95 条	埋蔵文化財を包蔵する土地、又はその範囲 一定行為については国への届出が必要	条件が該当する全域を除外
22 重要文化的景観	文化財保護法第 134 条	景観計画区域又は計画地区内にある文化的景観で、県又は市町が保存措置を講じているもののうち、特に重要なものとして文部科学大臣が選定 一定行為については国への届出が必要	条件が該当する全域を除外
23 巨樹・巨木林	—(環境省調査)	環境省調査により保存していくことが重要とされている巨樹・巨木林	影響範囲を 100mとして除外
24 景観地区・準景観地区	景観法第 61 条、第 74 条	良好な景観の形成のために国が指定し、一定の制限を定めるもの	条件が該当する全域を除外

# 第 1 次選定結果図



## 協議 2

### エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物最終処分場整備に係る 候補地の情報提供を求めることについて(案)

#### 1 候補地の情報提供を求めることについて

##### (1) 情報提供を求める理由

これまで、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会並びに一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会（以下「各委員会」という。）においては、第1次選定では除外条件を設定して機械的評価による候補地の絞り込みを行い、第2次選定では客観的評価により更に絞り込みを行うこととしている。

その内容は、随時、組合ホームページ、市町の広報により市民・町民等にお知らせしてきたところであり、これまで市民・町民等からは候補地に関する自発的な情報提供が寄せられている。

今後、第2次、第3次選定で候補地を絞り込む際には、「土地取得の容易性」という評価項目は候補地選定の重要要素として大きなウエイトを占めていくものと考えられるが、その「土地取得の容易性」とは、地域の理解や地元の協力体制などであり、情報提供を受けることにより初めて分かる内容である。

「土地取得の容易性」は、事業の実現性に大きく影響するものであり、また、現に各地から候補地の情報提供が寄せられている状況を踏まえたとき、その情報をより適切に候補地の選定評価に反映するには一定のルール化が必要になってくる。

##### (2) 寄せられた情報の取扱い

寄せられた情報を選定過程に効果的に反映するには、これまでの各委員会における専門的かつ客観的な観点に加えて、さらに「土地取得の容易性」を踏まえたうえで、事業の実現性を考慮した候補地の選定評価を行うことが必要になるものと考えられる。

また、候補地の選定にあたっては、同一条件下での評価が前提とならなければならないが、公正・公平性の観点からも、広く市民・町民等から寄せられた候補地の情報を各委員会に提供して選定評価の判断材料に加えることが望ましいと考えられる。

##### (3) 寄せられた情報を選定過程に反映する時期

寄せられた情報を選定過程に反映する時期については、現在、各委員会において段階的に候補地を絞り込む手順を進めており、各委員会が第3次選定で3～5箇所程度に絞り込みを行った中から、当該地域との協議等を経て広域行政組合が最終的に1箇所に決定することとしている。

「土地取得の容易性」については、候補地選定の重要な要素となることから早い段階において考慮することが望ましく、そのため寄せられた情報については、第2次選定で10～20箇所程度の候補地に絞り込む段階で選定評価に反映し、評価することが必要であると考えられる。

ついては、広く市民・町民等から候補地の情報提供を第2次選定に合わせて求めることが望ましいと考えられることから、その方法を以下に示すこととしたい。

## 2 情報提供に係る基本的な条件

各施設の候補地の情報提供にあたっての基本的な条件は、次のとおりとする。

### (1) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設

- ① 候補地選定委員会で確認した必要敷地面積等を満たす土地であること。[面積要件は約 5 ha (約 50,000 m<sup>2</sup>) を満たす土地。(余熱活用施設敷地約 1 ha を含む。)]
- ② 第 1 次選定の除外条件 (自然的特性条件 18 項目、社会的特性条件 6 項目) に該当しない土地であること。

\* 詳細は別紙 1 のとおり

### (2) 一般廃棄物最終処分場

- ① 候補地選定委員会で確認した必要敷地面積等を満たす土地であること。[面積要件は約 4 ha (約 40,000 m<sup>2</sup>) を満たす土地。]
- ② 第 1 次選定の除外条件 (自然的特性条件 18 項目、社会的特性条件 7 項目) に該当しない土地であること。

\* 詳細は別紙 2 のとおり

※ それぞれの②の条件については、容易に情報提供ができるように情報提供者側に確認することを求めず、情報提供を受けた組合において確認することとする。

## 3 情報提供を求める期間

情報提供を求める期間は、始期を平成 30 年 12 月下旬からとし、終期は各委員会が第 2 次選定において候補地を 10~20 箇所程度に絞り込む予定の 4 月に間に合わせるため、当面は平成 31 年 2 月下旬までと設定する。

## 4 情報提供を求める方法

情報提供を求める方法は、次のとおりとする。

- ① プレスリリースによる周知 (平成 30 年 12 月)
- ② 組合ホームページによる周知 (平成 30 年 12 月~平成 31 年 2 月)
- ③ 一関市及び平泉町の広報紙による周知 (平成 31 年 2 月号に掲載)

## 5 情報提供の要件

情報提供者は、土地所有者等 (土地を所有する個人・法人または当該土地を管理している者。) または自治会等 (自治会、町内会、民区、地域協働体などの任意団体) とし、情報提供にあたっては文書によるものとする。(様式は別に示す。)

- ① 複数の土地所有者等から情報提供する場合は、連名によることとする。
- ② 自治会等から情報提供する場合、当該土地が複数の自治会等にまたがるときは該当する全ての自治会等の代表者の連名によることとする。

なお、土地所有者等の同意が得られていることを条件とする。

## 6 情報提供の具体的項目

情報提供の具体的項目は、次のとおりとする。

- ① 情報提供者の住所・氏名・連絡先
- ② 整備候補地の所在地及び概算面積（範囲を特定できる情報）
- ③ 整備候補地として優れている点
- ④ その他
  - ア 周辺住民への説明の有無
  - イ 情報提供があったことを公表することの可否
  - ウ 地域振興策の提案がある場合にはその内容
  - エ その他特記事項

## 7 情報提供者の公表

情報提供者の氏名（役職）等は原則公表しないものとする。また、情報提供者本人への結果通知は、第2次選定の結果の公表をもってこれに代える。

## 8 情報提供があった候補地情報の取扱い

情報提供があった候補地情報については、全て各委員会に報告するとともに、「情報提供に係る基本的な条件（別紙1・別紙2）」に合致することを確認のうえ、第2次選定以降の選定条件・比較評価に基づき適正に評価する。

## 9 その他

寄せられた情報提供の中で、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設並びに一般廃棄物最終処分場が同一敷地内等で一体的に整備が可能となる情報提供である場合は、その取扱いについて各委員会において別途協議するものとする。

① 整備候補地の条件等

選定範囲	一関市、平泉町全域（一関市狐禅寺地区を除く）
必要面積	約 5 ha (50,000 m <sup>2</sup> ) 内訳 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等敷地 : 約 4 ha 余熱活用施設敷地 : 約 1 ha
その他	<p>※ 余熱活用施設の整備は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地                  が決定した後に地域と協議のうえ検討されることから、候補地選定において                  は余熱活用施設の敷地面積を仮に 1 ha と設定して必要面積に加えて選定。</p> <p>※ エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の概要</p> <p>施設規模：焼却処理能力 105 t / 日（稼働開始年度に応じ適宜見直し）</p> <p>敷地面積：約 4 ha（約 40,000 m<sup>2</sup>）</p> <p>対象廃棄物：焼却対象一般廃棄物（粗大ごみを含む）</p> <p>使用年数：40 年程度（使用開始後 20 年程度で基幹改良を想定）</p> <p>整備内容：当初は、エネルギー回収棟、管理・啓発棟、計量棟、ストック                  ヤード、資材棟、車庫棟、駐車場、洗車場、災害時ストックヤードなど整備                  予定。リサイクル棟は将来的な移転を考慮し敷地のみ確保する。</p>

② 第 1 次選定（除外条件）

[自然的特性条件（18 項目）]

条 件	除外の方法
1. 自然公園地域	条件が該当する全域を除外
2. 自然環境保全地域	条件が該当する全域を除外
3. 環境緑地保全地域	条件が該当する全域を除外
4. 鳥獣保護区特別保護地区	条件が該当する全域を除外
5. 国有林	条件が該当する全域を除外
6. 保安林	条件が該当する全域を除外
7. 河川保全区域	条件が該当する全域を除外
8. 緑の回廊	条件が該当する全域を除外
9. 砂防指定地	条件が該当する全域を除外
10. 急傾斜地崩壊危険区域	条件が該当する全域を除外
11. 地すべり防止区域	条件が該当する全域を除外
12. 地すべり危険地区	条件が該当する全域を除外
13. 山腹崩壊危険地区	影響範囲を半径 100m として除外
14. なだれ危険地区	影響範囲を半径 100m として除外
15. 崩壊土砂流出危険地区	影響範囲を半径 100m として除外
16. 土石流危険溪流	条件が該当する全域を除外
17. 地すべり地形分布図	条件が該当する全域を除外
18. 浸水想定区域	条件が該当する全域を除外

[社会的特性条件（6項目）]

条 件	除外の方法
19. 都市計画区域	工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く用途指定区域を除外
20. 文化財等	影響範囲を半径 100mとして除外
21. 埋蔵文化財包蔵地	条件が該当する全域を除外
22. 重要文化的景観	条件が該当する全域を除外
23. 巨樹・巨木林	影響範囲を半径 100mとして除外
24. 景観地区・準景観地区	条件が該当する全域を除外

① 整備候補地の条件等

選定範囲	一関市、平泉町全域（一関市狐禅寺地区を除く）
必要面積	約4 ha (40,000 m <sup>2</sup> )
埋立年数	25年間（15年間）
埋立容量	178,000 m <sup>3</sup> (107,962 m <sup>3</sup> )
対象廃棄物	焼却残渣、不燃残渣

② 第1次選定（除外条件）

[自然的特性条件（18項目）]

条 件	除外の方法
1. 自然公園地域・県立自然公園	条件が該当する全域を除外
2. 自然環境保全地域・郷土環境保全地域	条件が該当する全域を除外
3. 環境緑地保全地域	条件が該当する全域を除外
4. 鳥獣保護区特別保護地区	条件が該当する全域を除外
5. 国有林	条件が該当する全域を除外
6. 保安林	条件が該当する全域を除外
7. 河川保全区域	条件が該当する全域を除外
8. 緑の回廊	条件が該当する全域を除外
9. 砂防指定地	条件が該当する全域を除外
10. 急傾斜地崩壊危険区域	条件が該当する全域を除外
11. 地すべり防止区域	条件が該当する全域を除外
12. 地すべり危険地区	条件が該当する全域を除外
13. 山腹崩壊危険地区	影響範囲を半径100mとして除外
14. なだれ危険地区	影響範囲を半径100mとして除外
15. 崩壊土砂流出危険地区	影響範囲を半径100mとして除外
16. 土石流危険溪流	条件が該当する全域を除外
17. 地すべり地形分布図	条件が該当する全域を除外
18. 浸水想定区域	条件が該当する全域を除外

[社会的特性条件（7項目）]

条 件	除外の方法
19. 都市計画区域	工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く用途指定区域を除外
20. 農業振興地域	農用地区域及び農業施設用地のみ除外
21. 史跡、名勝、天然記念物	影響範囲を半径100mとして除外
22. 埋蔵文化財包蔵地	条件が該当する全域を除外
23. 伝統的建造物群保存地区	条件が該当する全域を除外
24. 保存林	影響範囲を半径100mとして除外
25. 景観形成区域	条件が該当する全域を除外